

国指定中海鳥獣保護区の指定及び同特別保護地区の指定(事前意見照会)への県回答(案)に対する県民意見募集結果の概要について

国指定中海鳥獣保護区の指定及び同特別保護地区の指定(事前意見照会)への県意見の提出にあたり、平成16年4月21日から5月7日まで、県民の皆様から意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

1 県回答(案)の周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供により、県回答(案)等を公表
- (2) 県庁県民室、環境政策課、各総合事務所県民局、各保健所・支所で閲覧
- (3) 鳥取県ホームページへ掲載(4月21日から5月7日)

2 県回答(案)に対する意見提出数

9件(電話2件、ファクシミリ3件、メール4件)

3 県民意見概要及び対応

意見の概要	対応等
有害鳥獣として、ヌートリアのみを挙げるのは適切ではない。	農業団体との意見交換会において、中海周辺の農作物への最大の被害はヌートリア、次はカラスと伺っており、カラスを加えます。
保護区から除外すれば有害鳥獣捕獲許可の取得がスムーズになることを付け加えるべき。	付け加えます。
中海、彦名干拓地も現行どおり鳥獣保護区とされたい。	両干拓地については、鳥類の生息環境及び営農の現状が周辺の農地と大きな違いがないと考えられることから、周辺農地と同様に鳥獣保護区の区域外としたいと考えます。
中海全域を特別保護地区に指定されたい。	鳥取県域の中海水面のうち日常的に船舶の往来の多い港湾区域については、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地のため特に指定の必要がある区域ではないと考えられることから、環境省の指定案のとおり、特別保護地区とせず、現行のまま鳥獣保護区としたいと考えます。
周辺の水田地域と連帯し、湖を生かした地域作りを目指しましょう。	今後の重要な課題と考えています。
コハクチョウやガン類を守るためには周辺の餌場である安来平野、簸川平野の水田が現状のまま維持されるよう鳥根県に働きかけてほしい。	ご指摘のとおり、コハクチョウやガン類の主な採餌場は鳥根県側にありますが、県回答(案)については鳥取県域についてのみとしています。